

協 議 調 書

(個 表)

協議項目	14	組織及び機構の取扱い(支所のあり方について)	所 管	地域自治組織等小委員会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・支所の担当業務は、地域振興、防災、保健福祉、環境衛生、農林水産業、建設、水道、商工、観光、教育部門や住民生活に密着した窓口業務などについて、良好な住民サービスが提供できる機能を有することとする。 ・地域住民と行政の協働(パートナーシップ)の推進を図ることとする。 			
<p data-bbox="165 536 658 576">「新市における支所の整備方針」</p> <p data-bbox="129 596 2107 707">合併により編入となる厚田地域・浜益地域は、市役所から遠隔地にあることから、住民サービスの低下をまねかないよう適切な対応を図る必要があること、また住民自治を強化する観点や、地域の市民に身近なところで身近な事務を処理するという観点から、支所機能を有する「地域自治区」を置くこととした。こうしたことから、厚田地域・浜益地域の地域自治区の支所機能については、原則として次の事項を基本として整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="159 751 2107 820">(1) 支所の担当業務は、地域振興、防災、保健福祉、環境衛生、農林水産業、建設、水道、商工、観光、教育部門や住民生活に密着した窓口業務などについて、良好な住民サービスが提供できる機能を有すること。 <li data-bbox="159 826 1055 863">(2) 地域住民と行政の協働(パートナーシップ)の推進を図ること。 				